

聖園学園短期大学研究活動に関する倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、聖園学園短期大学（以下「本学」という。）の学術研究の公正性と信頼性を確保することを目的とし、研究活動において求められる研究者が遵守すべき事項を定める。

(研究者の定義)

第2条 この規程における「研究者」とは、本学の専任の教職員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。なお、学生は、「研究者」に準ずるものとする。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、学術研究が社会からの信頼のうえに成り立っていることを自覚し、高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。

3 研究者は、研究倫理に関する研修を受講しなければならない。

4 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、相互に対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、学生が研究活動に加わるときは、学生が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。

5 研究者は、研究に協力し、又は研究を支援する者に対しては、謝意をもって接しなければならない。

(法令遵守)

第4条 研究者は、研究活動において、関係する法令や学会等の指針等を遵守しなければならない。

(不正行為の防止)

第5条 研究者は、研究活動において、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならず、また加担してはならないとともに、研究・調査データの適切な取扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止しなければならない。

(研究費の適正な使用)

第6条 研究者は、研究の実施にあたっては、関連する法令、研究費ごとに定められた条件や使用ルール、本学の関係規程等を遵守し、適正使用に努めなければならない。

2 研究者は、研究費の使用にあたっては、研究の助成目的等に沿って当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

(資料、情報及びデータ等の収集・管理)

第7条 研究者は、研究のための資料、情報及びデータ等を収集するにあたっては、その目的に適う必要な範囲内において、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により行わなければならない。

2 研究者は、収集した研究のための資料、情報及びデータ等並びに関連する研究記録に

については、適切に保管管理し、必要に応じて開示しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第8条 研究者は、個人並びに組織及び団体等から個人情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について説明し、明確な同意を得なければならない。

2 研究者は、提供を受けた情報及びデータ等の利用又は活用の結果を研究成果として公表する場合には、原則としてあらかじめ提供者の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究に関わる個人情報については、関連する法令及び学内諸規程に基づき適正に取り扱わなければならない。

(研究に関する装置、薬品等の管理)

第10条 研究者は、研究に用いる装置・機器及び薬品・材料等について、関連する法令や学会等の指針及び学内諸規程を遵守し、適切かつ安全に管理しなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物や使用済み薬品等について、責任をもって適切に処理しなければならない。

(研究成果の公表)

第11条 研究者は、研究成果の公表に際しては、研究者に対する社会の信頼性を喪失することがないように十分留意するとともに、公正かつ適切なデータの利用又は活用並びに引用等を行わなければならない。

2 研究成果の発表にあたっては、関連データの利用又は活用、著作権等について、各研究の組織や分野、学会、学術誌等の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

3 研究者は、他者の研究成果を自己の研究成果として発表してはならない。

4 研究成果の発表にあたっては、私的利益への配慮や不当な圧力等により、研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

(オーサーシップ)

第12条 研究者は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の獨創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切な著作者であることを認められる。

(審査の公正性)

第13条 研究者は、他者の研究論文等の査読やその他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断をもつことなく、当該審査基準等に従い、自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

2 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用又は漏洩してはならない。

(利益相反)

第14条 研究者は、自らの研究活動や審査等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益と衝突しないよう十分に注意を払うとともに、このような状況が発生する場合

は、公共性や公正性に配慮しつつ適切に対処するものとする。

(大学の責務)

第 15 条 本学は、研究者の研究倫理に係る意識を高めるために、必要な啓発及び倫理教育の計画を策定し、実施する。

2 本学は、研究活動及び研究費の適切な管理等について、また研究活動に関わる不正行為の防止について必要な措置を講じる。

3 本学は、研究倫理に関して、苦情、相談及び告発等がある場合、適切に対応するものとする。

4 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

(研究倫理委員会)

第 16 条 前条の目的を達成するため、「聖園学園短期大学研究倫理委員会」(以下「倫理委員会」という。)を設置する。

2 倫理委員会の構成及び任期は、次のとおりとする。

(1) 倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、学長が指名する。なお、倫理委員会が必要と認める場合には、学外委員を委嘱することができる。

(2) 副委員長は、委員長の職務を代行することができる。

(3) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 倫理委員会の会議は、前条第1項から第4項に規定する事案が生じたとき認められる場合及びその他必要に応じて開催し、審議するものとする。

4 倫理委員会が行う競争的資金等に係る研究活動を対象とする本調査に当たっては、委員の半数以上の学外委員を含めるとともに、全ての委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

(事務局)

第 17 条 本規程に関する事務は、事務局総務課が取り扱う。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。